

家事主要事件受付一覧表

津 家 庭 裁 判 所

令和3年8月2日現在

【注意事項・お願い】

- 郵便切手は、できる限り一覧表記載の内訳で御準備ください。予納いただいた切手が足りなくなった場合には、追加納付をお願いすることがあり、また、残った場合には返還します。
- 「申立添付書類等」欄記載の書類は、申立書と一緒に提出してもらう必要がある書類です。
ただし、事案によっては、これら以外の書類を追加提出してもらうことがあります。
※「戸」→戸籍謄本(全部事項証明書)、「附票」→戸籍附票、「住」→住民票写し、「住除」→住民票除票、「不登」→不動産登記事項証明書、「固評」→固定資産評価証明書をそれぞれ示しています。
※1通の書類が複数の添付書類に該当する場合には、1通を提出すれば足ります。
- 相続関係を疎明する戸籍謄本(抄本)等の原本返却を希望される場合は、**提出時**に原本還付申請、戸籍謄本等の写しとともに提出してください。
- 相続関係事件に関する申立てについて、戸籍謄本等に代わるものとして法務局で作成される「法定相続情報一覧図」を提出してもかまいませんが、事案によっては、追加資料として戸籍謄本等を提出してもらうことがあります。
- 住民票写しは、必ず、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。源泉徴収票や確定申告書の写しは個人番号(マイナンバー)部分をマスキングして提出してください。
- 詳細については、各家庭裁判所の家事事件受付係にお問い合わせください。

別 表 第 一 審 判 事 件	管 轄	収入印紙	郵便切手	申 立 添 付 書 類 等
後 見 開 始	成年被後見人・被 保佐人・被補助人と なるべき者の住所 地	成年被後見人・ 被保佐人・被補助人 となるべき者 × 800円	500×2 100×8 84×10 10×15 5×1 2×2 1×1 (保佐・補助) 500×2 84×1 5×1 加算	本人:戸, 住(附票), 登記されていないことの証明 書, 診断書, 本人情報シート写し 候補者:住(附票) 本人の財産に関する資料(不登, 固評, 預貯金通帳 写し等) 登記嘱託用収入印紙2600円 (後見・保佐につき鑑定料5～15万円)
保 佐 開 始		(保佐・補助) 代理権付与 × 800円		
補 助 開 始		同意権付与 × 800円		
任意後見監督人選任	本人(任意後見契 約の委任者)の住 所地	任意後見契約 × 800円		本人:戸, 後見登記事項証明書, 診断書 候補者:住(附票) 任意後見契約公正証書写し 本人の財産に関する資料(不登, 固評, 預貯金通帳 写し等) 登記嘱託用収入印紙1400円
成年被後見人に宛てた 郵便物等の配達の嘱託	後見開始の審判を した家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	500×2 84×3 5×1 ※	※ 嘱託先が1増えるごとに84円加算
成年被後見人に宛てた 郵便物等の配達の嘱託 取消(変更)	後見開始の審判を した家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	84×2 ※	回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料 ※ 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申 立てをする場合:1089円加算 後見人が複数の場合:後見人が1人増えるごとに 1089円加算 嘱託先が複数の場合:嘱託先が1増えるごとに84円 加算
成年被後見人の死亡後 の死体の火葬又は埋葬 に関する契約の締結そ の他相続財産の保存に 必要な行為についての 許可	後見開始の審判を した家庭裁判所	成年被後見人 × 800円	84×1	死亡診断書の写し又は本人の死亡の記載のある戸 本人が施設等に残置していた動産その他の物の寄 託契約の締結の場合は, 寄託契約書(案) 債務弁済のための預貯金の払戻しの場合は, 預貯 金通帳の写し及び債務の存在を裏付ける資料

別 表 第 一 審 判 事 件	管 轄	収入印紙	郵便切手	申 立 添 付 書 類 等
不在者財産管理人選任	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	100×2 84×20 10×10 5×1 2×5 1×5	不在者:戸, 附票 候補者:住(附票) 不在の事実を証する資料 不在者の財産に関する資料(不登, 固評, 預貯金通帳写し等) 申立人の利害関係を証する資料(戸, 金銭消費貸借契約書写し等)
不在者財産管理人の権限外行為許可	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	84×1 10×1	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
失 踪 宣 告	不在者の従来の住所地又は居所地	不在者 × 800円	500×2 84×30 5×1 10×20	不在者:戸, 附票 失踪を証する資料 申立人の利害関係を証する資料(戸等) (官報公告料4816円)
子の氏変更許可	子の住所地	子 × 800円	84×1	申立人(子):戸 父・母:戸(離婚の場合, 離婚の記載のあるもの)
養子縁組許可	養子となるべき者の住所地	養子となるべき者 × 800円	500×2 84×10 10×10 5×1 2×5 1×5	申立人(養親となる者):戸 未成年者及び代諾者(未成年者が15歳未満の場合):戸
死 後 離 縁 許 可	申立人の住所地	養子又は 亡養子 ×800円	500×2 84×5 10×3 5×1	養親:戸 養子:戸
特別養子適格確認の審判 (第1段階の審判)	①養親となるべき者が申し立てる場合 養親となるべき者の住所地 ②児童相談所長が申し立てる場合 児童の住所地	①養親となるべき者が申し立てる場合 不要 ②児童相談所長が申し立てる場合 養子となるべき者 ×800円	500×8 84×12 10×10 5×8 2×5 1×5	養子となるべき者及びその父母:戸 児童相談所長が申し立てる場合:児童相談所長の 在職証明書写し
特別養子縁組成立の審判 (第2段階の審判)	養親となるべき者の住所地	養子となるべき者 × 800円	500×4 84×9 10×10 5×8 2×5 1×5	申立人ら:戸 第1段階の審判が児童相談所長の申立てによる場合 申立人ら:戸 養子となるべき者及びその父母:戸 第1段階の審判の確定証明書(本籍, 生年月日等が記載されたもの)
特 別 代 理 人 選 任 (利 益 相 反 行 為)	子の住所地	子 × 800円	84×6 10×2 15歳以上の 場合 (84×2 10×1 加算)	親権者又は未成年後見人:戸 未成年者:戸 候補者:住(附票) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等) 利益相反に関する資料(契約書案, 遺産分割協議書案等)
未 成 年 後 見 人 選 任	未成年被後見人の住所地	未成年被後見人 × 800円	500×2 84×10 10×10 5×1 2×5 1×5	未成年者:戸, 住(附票) 候補者:戸 親権を行う者がいないこと等を証する書面(親権者の死亡の記載された戸, 行方不明の事実を証する書類等) 未成年者の財産に関する資料(不登, 固評, 預貯金通帳写し等) 利害関係人からの申立ての場合:利害関係を証する資料(戸等)
相 続 の 承 認 又 は 放 棄 の 期 間 伸 長	相続開始地	期間伸長の対象となる相続人 × 800円	84×3 10×1	申立人:戸※ 被相続人:死亡の記載のある戸, 住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)

別表第一審判事件	管轄	収入印紙	郵便切手	申立添付書類等
相続の限定承認の 申 述 受 理	相続開始地	被相続人 × 800円	$\left(\begin{array}{l} 84 \times 3 \\ 10 \times 1 \end{array} \right)$ × 申述人数	申述人全員：戸※ 被相続人：出生時から死亡時までのすべての戸、 住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続放棄の申述受理	相続開始地	申述人 × 800円	84×3 10×1	申述人：戸※ 被相続人：死亡の記載のある戸、住除(附票) ※(相続人であることがわかるものすべて)
相続財産管理人選任	相続開始地	被相続人 × 800円	100×2 84×10 10×10	被相続人：出生時から死亡時までのすべての戸、 住除(附票) 相続人不存在を示すすべての関係人の戸 候補者：住(附票) 相続財産を証する資料(不登、固評、預貯金通帳写 し等) 相続人に相続放棄をしている人がいる場合：相続放 棄の受理証明書又は有無照会の回答書 利害関係人からの申立ての場合：利害関係を証す る資料(戸等) (官報公告料4230円)
相続人搜索の公告	相続開始地	被相続人 × 800円	84×1	管理状況報告書 相続債権者等への催告の公告写し (官報公告料4230円)
相続財産管理人の 権 限 外 行 為 許 可	相続開始地	被相続人 × 800円	84×1 10×1	管理状況報告書 権限外行為を示す資料
特 別 縁 故 者 へ の 相 続 財 産 分 与	相続開始地	申立人 × 800円	500×4 84×10 5×2 10×10	申立人：住(附票)
遺 言 書 の 検 認	相続開始地	対象となる 遺言書又は 封書 × 800円	84 × 相続人等数 ＋ 84×3	相続人全員：戸※ 遺言者：出生時から死亡時までのすべての戸 ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
遺 言 執 行 者 選 任	相続開始地	対象となる 遺言書 × 800円	84×6 10×2	遺言者：死亡の記載のある戸 候補者：住(附票) 遺言書写し又は検認調書謄本写し 申立人の利害関係を証する資料(戸等)
遺 留 分 放 棄 の 許 可	被相続人の住所地	申立人 × 800円	84×5 10×2	申立人：戸 被相続人：戸
戸 籍 法 上 の 氏 の 変 更 許 可	申立人の住所地	申立書 × 800円	500×2 84×5 10×2 5×1	申立人：戸 氏の変更の理由を証する資料 同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書 夫婦連名の申立ての場合は、郵便切手500円×2、 84円×1、5円×1、10円×1を追加
戸 籍 法 上 の 名 の 変 更 許 可	申立人の住所地	申立人 × 800円		申立人：戸 名の変更の理由を証する資料
戸 籍 の 訂 正 許 可	その戸籍のある地	戸籍を訂正される者 × 800円 (戸籍を訂正される者 が2名以上でも訂正原 因が共通のものは1 件)	500×2 84×10 10×5 5×1 2×5 1×5	訂正すべき戸すべて 申立人が訂正すべき戸に記載されていない場合、 申立人の利害関係を証する資料(戸等)

一 般 調 停 事 件	管 轄	収入印紙	郵便切手	添 付 書 類 等
夫 婦 関 係 (円 満 調 整 ・ 離 婚)	相手方の住所地	申立書 × 1200円	140×1 84×8 50×2 10×8 5×2 1×10	申立人及び相手方:戸 年金分割割合についての申立てが含まれる場合: 年金分割のための情報通知書
離 縁	相手方の住所地	申立書 × 1200円		養親:戸 養子:戸 養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸
遺留分減殺請求※ ₁ 遺留分侵害額請求※ ₂	相手方の住所地	申立書 × 1200円		相続人全員:戸(相続人が他にいないことがわかるものすべて) 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸 不登, 遺言書写し又は検認調書謄本写し ※ ₁ 相続開始が令和元年6月30日以前ののものに限る ※ ₂ 相続開始が令和元年7月1日以降のものに限る
そ の 他 の 一 般 調 停	相手方の住所地	申立書 × 1200円		
別 表 第 二 調 停 事 件	管 轄	収入印紙	郵便切手	添 付 書 類 等
婚 姻 費 用 分 担	調:相手方の住所地 審:夫又は妻の住所地	申立書 × 1200円	140×1 84×8 50×2 10×8 5×2 1×10 (審:500×4 84×2 5×2 加算)	申立人及び相手方:戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給与明細, 確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (養育費・同増減額)	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		子(未成年者):戸 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給与明細, 確定申告書等の写し)
子の監護に関する処分 (面 会 交 流)	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		子(未成年者):戸
財 産 分 与	調:相手方の住所地 審:夫又は妻であった者の住所地	申立書 × 1200円		離婚時の夫婦の戸(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) 財産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳写し等)
親 権 者 変 更	調:相手方の住所地 審:子の住所地	子 × 1200円		申立人・相手方・子(未成年者):戸
請 求 す べ き 按 分 割 合 に 関 す る 処 分 【 年 金 分 割 】	調:相手方の住所地 審:申立人・相手方の住所地	情報通知書 × 1200円		年金分割のための情報通知書(離婚日が記載されたもの)
遺 産 分 割	調:相手方の住所地 審:相続開始地	被相続人 × 1200円	140×1 84×8 50×2 10×8 5×2 1×10 × 相手方数 (審:500×4 84×2 5×2 × 当事者数 加算)	相続人全員:戸※, 住(附票) 被相続人:出生時から死亡時までのすべての戸, 住除(附票) 遺産に関する資料(不登・固評・預貯金通帳写し, 有価証券写し等) ※(相続人が他にいないことがわかるものすべて)
寄 与 分 の 定 め	<u>遺産分割事件係属中の場合</u> 審・調:遺産分割事件係属地 <u>上記以外の場合</u> 調:相手方の住所地 審:相続開始地	申立人 × 1200円		
特別の寄与に関する処分※	調:相手方の住所地 審:相続開始地	申立人 × 1200円 (相手方又は被相続人が2人以上の場合: 1200円×相手方の人数×被相続人の人数)		申立人及び相手方の戸籍謄本 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本 ※ 相続開始が令和元年7月1日以降のものに限る

人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件				
		収入印紙	郵便切手	添付書類等
親子関係不存在確認	相手方の住所地	対象となる 身分関係 × 1200円	500×4 140×1 84×8 50×2	子及び不存在確認を求める親:戸 出生届未了の場合、子:出生証明書写し、母:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等)
協議離婚無効確認	相手方の住所地	対象となる 身分関係 × 1200円	10×8 5×2 1×10	申立人及び相手方:戸 利害関係人からの申立ての場合;利害関係を証する資料(戸等) 離婚届の記載事項証明書
家事雑事件等	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
審判前の保全処分	本案の審判又は調停の係属する裁判所	申立書 ×1000円 又は不要	140×1 84×8 50×2 10×8 5×2 1×10 (審:500×4 84×2 5×2 加算)	保全の必要性を証する資料
審判・調停調書の更正	審判・調停をした裁判所	不要	1089円分 × 当事者数	
訴訟事件関係	管轄	収入印紙	郵便切手	添付書類等
人事訴訟	原告又は被告の住所地	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×12 100×10 84×10 50×10 20×10 10×10 5×10 2×15 1×10	訴状副本 証拠書類 当事者が1名増すごとに 500×4 84×5 50×2 20×2 5×2 計2,570円分を追加する。
控訴事件	名古屋高等裁判所 (控訴状の提出先は判決をした裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×12 100×6 84×5 50×6 20×10 10×10 5×10 2×10 1×10	控訴状副本 当事者が1名増すごとに 500×4 84×4 50×4 10×4 5×4 1×4 計2,600円分を追加する。
抗告事件	名古屋高等裁判所 (抗告状の提出先は審判をした裁判所)	民事訴訟費用等に関する法律参照	500×4 100×4 84×5 50×2 20×4 10×5 5×6 2×5 1×10	抗告状副本 当事者が1名増すごとに 500×4 84×4 50×4 10×4 5×4 1×4 計2,600円分を追加する。